

## 第15次5カ年計画綱要の注目点 ～主要指標からみる今後5年間の中国の姿～

リサーチ&ソリューション第1部 王 雷軒

### 要旨

2026年3月5日から12日にかけて開催された第14期全国人民代表大会第4回会議(全人代、国会に相当)において、「中華人民共和国国民経済・社会発展第15次5カ年計画綱要」(以下、新綱要)が採択された。本稿では、第14次5カ年計画綱要との比較を交えながら、新綱要が示す主要指標や注目点を整理する。

図表1 第15次5カ年計画綱要の章立てのキーワード

第1部	第1章	発展環境、指導方針、 <b>主要目標</b>
第2部	第2章	産業体系の構築
	第3章	テクノロジー、イノベーション、新質生産力
	第4章	デジタル、AI+
	第5章	国内市場の構築、 <b>内需拡大、消費、投資</b>
	第6章	制度改革の深化
	第7章	対外開放の拡大
	第8章	農村振興の推進
	第9章	地域協調発展の促進
	第10章	文化事業、文化産業の発展
	第11章	少子高齢化への対応、人口の質の高い発展の促進
	第12章	民生福祉:雇用拡大、所得分配、社会保障、 <b>不動産政策</b>
	第13章	グリーン成長、生物多様性、環境保全、脱炭素
	第14章	国家安全保障
	第15章	国防、軍隊の現代化
	第16章	民主、法治の推進
	第17章	香港、マカオ、台湾
第3部	第18章	計画実施の保障

(資料)「中華人民共和国国民経済和社会発展第十五個五年规划綱要」をもとに作成

### 26年の全人代と新綱要の採択

2026年3月5日から12日にかけて第14期全国人民代表大会第4回会議(全人代、国会に相当)が北京で開催された。今回の全人代では、26年の成長率目標が「4.5~5%」と設定されるとともに、新綱要が正式に可決された。

新綱要は今後5年間の中国経済社会の方向性を定める枠組みとして重要であり、計画の実行力や戦略性がこれまで以上に重視されている。

**新綱要の主要指標：  
所得倍増と中等先進  
国入りへの基盤づく  
り**

新綱要は約 7.4 万字、全 18 章で構成される（図表 1）。第 1 章で発展環境・指導方針・主要目標を示し、第 2～17 章では 16 の重点任務を列挙、第 18 章では計画実施に向けた保障措置が述べられている。全体的な構成や方向性は、25 年 10 月の共産党第 20 期中央委員会第 4 回全体会議（4 中全会）で発表された建議（コミュニケ）をほぼ踏襲している。

新綱要では、経済発展、イノベーション駆動、民生・福祉、グリーン・脱炭素、安全保障の 5 分野にわたり 20 項目の主要指標が示された（図表 2）。

まず、経済発展については、第 14 次 5 カ年計画綱要（以下、前回の綱要）と同様、新綱要も、具体的な成長数値目標は示されなかったものの、「合理的成長率を維持し、実情に応じて年ごとに明示」とした。

とはいえ、2035 年までに一人当たり GDP を 2020 年比で倍増し、中等先進国の水準に到達するための基礎を固めるとの目標が示されている。

2020 年に示された中等先進国水準の基準に照らすと、一人当たり GDP が先進国の目安（2 万ドル以上）を超え、21 年～25 年の年平均成長率が 5.2% になったことで、この目標達成には、第 15 次 5 カ年計画（26～30 年）と第 16 次 5 カ年計画（31～35 年）の期間を通じて平均成長率が 4.17% 必要と計算される。

また、イノベーションについては 3 つの指標を示している。前回の綱要と同じ、引き続き「研究開発投資の対 GDP 比率を年平均伸び率 7.0% 以上」の目標が掲げられ、研究開発投資が大幅に増加することが期待される。加えて、特許取得がさらに増加させるほか、デジタルエコノミーを大いに発展させる指標も目立つ。社会のあらゆるところまでデジタル化を推進することで生産性を高めていく姿勢がうかがえる。

そして、民生・福祉においては、分野別で最多の 7 指標が採択された。指標の 9 は必ず達成しなければならない拘束性指標に指定されていることから、質の高い労働力を確保するために、教育を最も重視する姿勢は明らかである。指標の 10 と 12 を目新しい指標として掲げ、育児環境の改善、医師数の増加や高齢化社会に備える取り組みを進めていくとした。

最後の安全保障において、引き続き食糧生産とエネルギー供給が挙げられた。詳細では、食糧総合生産能力は、前回の 6.5 億トン超から 7.25 億トンへ、エネルギー総合生産能力も前回の 46 億トン超から 58 億トンへとそれぞれ引き上げられた。

以下は、新綱要で示されたいくつかの内容を詳細に見てみよう。

**イノベーション駆  
動：産業高度化と未  
来産業育成**

新綱要では、伝統産業の高度化と未来産業の育成を両輪として進める方針が示された。具体的には、伝統産業では、鉄鋼・石油化学・造船などの構造調整に加え、製造業の技術改造と老朽設備の淘汰を推進することとした。重点分野は 21～25 年に実施されたスマート製造や新エネルギー車などから、ソフトウェアや産業用工作機械といった上流領域へと移行しつつある。

産業チェーンの安全では「自主性、制御可能」が強調され、レアアース、レアメタルなどの競争優位の強化、さらに「重要産業のバックアップ」といった新しい概念が盛り込まれた。これは、中西部地域でのインフラ整備や産業園區への投資拡大につながる可能性がある。

## 消費拡大：所得分配とサービス消費の成長

さらに、未来産業をより具体的に示し、それらを新たな成長源として位置づけている。戦略的新興産業については、前回の綱要に比べてロボット、自動運転、新型太陽光パネル、新型蓄電などが追加された。前回の綱要にはなかったブレイン・マシン・インターフェース、バイオマニュファクチャリング、エンボディードAI、第6世代移動通信（6G）などの分野が新たに盛り込まれた。商業宇宙や低空装備など10分野の新産業群が初めて提示された。これらは将来の成長源として期待される。

新綱要では、制度改革を通じて国民所得の取り分を高め、内需主導型経済への転換を図る姿勢が示された。まず、個人消費の押し上げが重要な目標として掲げられている。具体的には、新綱要は労働分配比率を高めることを強調し、国民所得の伸びを経済成長と同様にすることを目指している。最低賃金の動的調整といった制度的仕組みを整備し、個人所得税控除の拡大など税制による再分配の強化、社会保障水準の向上、多層的年金制度の整備を進めることで、所得分配の改善と社会保障の持続可能性を高めようとしている。

さらに、サービス消費の潜在力を引き出すため、供給側の拡大と質の向上を重視している。高齢者介護、乳幼児保育、家事サービスといった生活密着型の分野でサービス体験を改善し、教育・研修、健康関連などの「発展型消費」を育成する方針が示されている。また、スマート家電などの新製品の普及などデジタル消費の高度化の推進などを進め、新たな消費需要の喚起が目指されている。

## 投資拡大：人への投資と新型インフラ整備

新綱要では「人への投資」が明確に強調され、高齢者介護、乳幼児保育、基層医療、教育など民生分野の強化が掲げられている。具体的には、「人的資源の開発と人の全面的発展への投資を強化する」と明記し、高齢者介護や乳幼児保育、基層医療、教育拡充といった分野で民生プロジェクトを推進する方針が示された。

民間投資に対する姿勢も、「活力の喚起」から「深い関与」へと踏み込んだものとなった。新綱要では、鉄道、原子力発電、水力発電、水道などの領域で民間企業の参入を促すとともに、「民営企業の持株比率を高める」ことを打ち出している。

インフラ整備については、「適度に先行させるが、過度には先行させない」とのバランスが強調されている。通信、コンピューティングパワー、衛星などの新型インフラやエネルギー分野への投入が一段と明確になり、交通や水利に関する具体的な数値目標は相対的に抑制されたと見受けられる。衛星や低空インフラも新たに重点項目として加わっている。

## 民生・福祉：高齢者・子ども向けサービスの質的向上

民生・福祉分野では、「一老一小」（高齢者と子ども）を対象とした制度の整備が、「あるかどうか」から「質が良いかどうか」へと移行していくとした。

まず、出生への支援政策はより体系的かつ連携的な方向へ進む。育児補助、乳幼児保育、子どもの教育に関する個人所得税の特別控除などの政策効果を発揮させる。また、出産休暇制度を全面的に実施し、誰もが利用しやすい保育サービスを量・質ともに拡充する。前回の綱要では150都市が対象だったが、今回は地級市レベルでの保育総合サービスセンターの全域カバーを目指す。さらに、幼稚園による保育・教育一体型サービスの発展も支援することとした。

次に、介護サービスでは、これまでの制度の整備から一歩進み、質の向上とスマート化が重視される。具体的には、公立介

**不動産政策：供給側  
改革と制度整備への  
転換**

護施設基準の引き上げ、スマート介護システムの導入、医療と介護の連携強化などが挙げられる。また、地域コミュニティにおける介護サービスと施設のカバー率を70%に引き上げる目標も設定された。

さらに、対外貿易、建築、宿泊・飲食など雇用吸収力の高い産業への支援強化、新産業やサービス業が有する雇用創出機能を活用する取り組みも重視されている。

まず、従来の「新市民」や「若者」に加え、「住宅に困窮し、所得が低い勤労者層」が新たに対象に加わり、支援対象がより細分化された。

次に、不動産政策の重心は、需要側から供給側・制度整備へと軸足を移し、「現房（完成済み住宅）販売の拡大」や、土地・建設中プロジェクト・売れ残り住宅・遊休商業施設の種類処理と利活用が政策の中心となる。「現房（完成済み住宅）販売の着実な拡大」などが掲げられ、開発・資金調達・販売の仕組みを抜本的に見直す方針が示された。

住宅の質に対するニーズも高まっており、新綱要は「安全・快適・グリーン・スマートな“良い住宅”の建設」を強調している。調整メカニズムについては、従来の都市ごとの状況に応じた政策に加え、「様々な措置による市場期待の安定化を図ること」や「実需・改善需要の新たな喚起」がより強く打ち出された。

都市化政策については、前回の綱要で都市圏、都市更新、防災・排水、県所在地都市の弱点補強、コミュニティ、都市農村融合的な発展など幅広い領域が対象となっていたのに対し、新綱要では「都市の更新」と「都市圏の整備」に重点が置かれ、地下管網の整備・改造、約50万戸の老朽住宅の改修、約11.5万個の旧住宅団地の改造など、の具体的な数値目標が示された。

グリーン成長・脱炭素については、新たな段階へ移行する見通しである。26年から炭素排出の「総量」と「強度」の全国管理制度が全面導入され、評価枠組みは従来のエネルギー消費管理（能耗双控）から炭素排出管理（碳排放双控）へと転換した。21～25年の累計削減率17.7%を受け、新綱要の削減目標は累計17%、年平均約3.7%と推計される。

また、安全保障では、エネルギー安全と国防・軍隊の現代化がこれまで以上に重視される。今後の中国の発展環境が深く複雑に変化し、外部環境の不確実性・不安定性が明らかに高まっているとし、外部情勢に対する基本的な判断は前回の綱要と大きく変わらないものの、「新たな安全保障体制の構築を加速する」、「国家安全を守り、形成された戦略的主導性を高める」といった表現が加わっている。

エネルギー安全については、「エネルギー強国の建設」を掲げ、非化石エネルギーについては「10年倍増アクション」を実施するなど、より具体的な数値目標が設定されている。原子力発電の設備容量目標も従来の7,000万kWから1億1,000万kWへと大幅に引き上げられた。

新綱要では、テクノロジーイノベーション、内需拡大、低炭素社会の推進などが従来よりも総合的かつ力強く打ち出されている。これらの取り組みによって中国経済社会が新たな発展段階へ進むかどうか、今後の政策実行とその効果を引き続き注視する必要がある。

**グリーン成長・脱炭  
素と安全保障：能力  
構築と戦略的主導性  
の強化**

**今後の政策実行に注  
目が集まる**

図表2 第15次5カ年計画(26～30年)で示された主要指標の目標

指標分野	指標番号と内容		2025年実績	第15次5カ年計画の目標	指標性質
経済発展	1	実質GDP成長率(%)	5	合理的成長率を維持し、実情に応じて各年ごとに明示	予期性
	2	国民一人当たり労働生産性上昇率(%)	前年比6.1	GDP成長率を上回る	予期性
	3	常駐人口ベースの都市化率(%)	67.9	30年までに71%	予期性
イノベーション 駆動	4	研究開発投資の伸び率(%)	前年比9.1	年平均7%以上	予期性
	5	1万人当たり高価値発明特許保有件数(件)	16	30年までに22件を上回る	予期性
	6	デジタルエコノミー重要産業のGDP比(%)	10.5※	30年までに12.5%を占める	予期性
民生・福祉	7	都市部の調査失業率(%)	年平均5.2	5.5%以下	予期性
	8	国民一人当たり可処分所得の伸び率(%)	前年比5	GDP成長率と同様	予期性
	9	労働年齢人口の平均教育年数(年)	11.3	30年までに11.7年	拘束性
	10	1千人当たりの医師と看護師(人)	3.1と4.3	30年までにそれぞれは3.7人、5.1人へ	予期性
	11	養護老人ホームの介護ベット保有比率(%)	68	30年までに73%	予期性
	12	3歳以下幼児保育所利用率の上昇率(ポイント)	—	25年比で6ポイント上昇させる	予期性
	13	平均寿命(歳)	79.25	30年までに80歳へ	予期性
グリーン成長・ 脱炭素	14	単位GDP当たりCO2排出量の削減率(%)	[17.7]	[17%]減少させる	拘束性
	15	非化石エネルギー比率(%)	21.7	30年までに25%へ	拘束性
	16	地级以上の都市におけるPM2.5濃度( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	28	27 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回る	拘束性
	17	良好水域率(%)	80	30年までに85%へ	拘束性
	18	森林被覆率(%)	25.1※	30年までに25.8%へ	拘束性
安全保障	19	食糧総合生産能力(億トン)	6.95	30年までに「7.25億トン前後」へ	拘束性
	20	エネルギー総合生産能力(億トン、標準炭換算)	51.3	30年までに58億トンへ	拘束性

(資料)「2025年国民経済和社会発展統計公報」と「国民経済和社会発展第十五個五年规划綱要」をともに作成

(注)①予期性目標は努力するもので、拘束性目標は必ず成し遂げるものである、②※は24年の実績、[]は5年累計数、—は発表待ち、③食糧総合生産能力≠実際の食糧総生産量、④地級市は、省と県の間にある行政所在地の中・大都市に相当。